

ところが、災害の経験が少ない市町村にとっては、次の一手が何故こうなるのかがなかなか理解できない中で、「県が勝手にやっている」という「やらされ」感から抜け出してもらうのに時間がかかりました。

災害はいつ起きるかもわかりません。是非それに備えた準備をしておきましょう。また、対応方法もその時々で違いますが、私が最も言いたいことは、先手先手で対応することと、恒にマンパワーは不足しているのでうまく活用すること、そして司令部

をしっかりと立ち上げることが大切だと実感しています。

なお、皆さんが最も興味あると思われる歯科保健や口腔ケアについては、新潟県の健康対策課の清田義和先生に書いてもらいます。

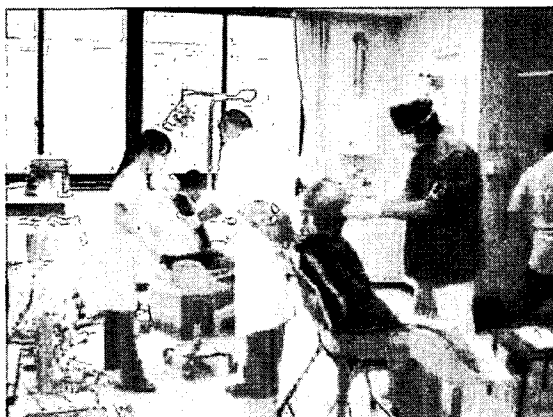
中越沖地震における歯科保健医療救護活動

清田義和 新潟県福祉保健部健康対策課

まずは、今回の地震に際して、全国の皆様から、多大なご支援を頂戴したことに対し、深く感謝申し上げます。

1 歯科医療救護活動

7月16日、突然の強烈な揺れだった。中越大震災からの復興半ばの度重なる被災。でも、我々には3年前の経験と日頃の歯科保健活動の実績があった。



新潟県歯科医師会（以下、県歯会）は、自治体からの要請に備えて、発生後2時間で県歯会災害対策本部を設置し、翌日には現地を視察し、歯科医療救護活動の準備に入っていた。本部に寄せられた情報から、柏崎市内のほぼ全域で断水、停電。市内ほとんどの歯科医院が診療できない状況だった。

18日、県が歯科医療救護班の派遣を正式に県歯に要請。柏崎市健康センター内に歯科医療救護所を設置することが決まり、す

ぐに医療器具の搬入を開始。同日夜には、関係団体が一堂に会して県歯会対策本部会議を開催し、翌日から活動することが決まった。本県では3年前の経験から、市町村の要請がなくとも被災状況等を勘察し、県の判断により歯科医療班を派遣可能なシステムとしている。被災市町村の職員は対応に忙殺され、歯科医療の需要を把握できないからである。

翌19日、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士からなる医療救護班が始動した。地元歯科医師会も加わり、午前10時から夕方まで応急処置にあたった。初日は、歯周病や義歯等の痛みを訴える患者が多く37名の受診であった。

歯科医療救護は、市内の歯科診療所の半数以上が再開した23日まで続いたが、その後も、県では、歯科診療所の再開状況を避難所に随時掲示し、被災住民が必要な歯科治療が受けられるよう支援した。

2 避難所の巡回口腔ケア指導

18日の県災害対策本部会議にて、知事からの指示もあり、医療救護班とともに口腔ケア班も初日から活動することとなった。歯科医師と歯科衛生士がチームを組み、避難所の高齢者を中心に巡回指導を開始した。特に誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアと義歯洗浄が大切だ。3年前は余震が頻発したため、いつでも避難できるよう、就寝時も義歯を外さない高齢者が多かった。そのため、今回は早めに誤嚥性肺炎予防のためのチラシを配布し啓発を図った。

避難所での生活でもお口のお手入れは、必要な？

被災した被災者の多く、避難生活を
 されていた方が多いなど、口の中が
 乾燥している方が多かったそうです。
 その中のなかなかの人は、お口のなか
 の汚れが原因の誤嚥性肺炎であったと
 いわれ、元気をだす為にも口腔ケア
 (お口のお手入れ)が必要であったと
 知らされています。



- 口の中を乾燥させないように。
- 入れ歯の方も手入れが必要です。
- うがいもお口にもいいです。
- 食後にマスクをする時にしましょう。

お口のケアは、健康を守るために大切です。

また、被災後まもない時期は、救援物資はパンやおにぎりが多く、口腔内の自浄作用もあまり期待できない。水不足からブラッシングを控え、口腔乾燥を招くこともある。水分を十分に摂ることは、エコノミークラス症候群の予防のほか、口腔ケアの観点からも重要だ。

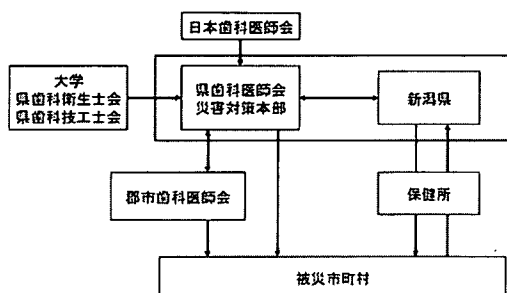
今回の地震対応の特徴の一つとして、災害救助法に基づく「福祉避難所」が、組織的に早い時期から設置された。一般避難所では生活に支障をきたす、要介護高齢者や障害者等、特別な配慮を必要とする者を対象としている。言うまでもなく、誤嚥性肺炎や口腔機能低下のハイリスク者でもあるので、口腔ケア巡回指導に組み入れ、口腔アセスメントに基づき週2回程度、継続的に口腔ケアができるよう体制を整備した。

さらに、県では「歯や口の健康」についてのチラシ3,000部を避難所に配布した。高齢者だけでなく、子どもたちの啓発をねらった。今回はさほどでもなかったが、3年前は避難所には大量の菓子パンやお菓子が山積みで、子どもたちが食べ放題の状況がしばしば見られた。これでは、口腔のみならず全身の健康にも悪い。高齢者のみならず、被災した子どもたちにも目を配る必要がある。

以上の口腔ケア巡回指導は、仮設住宅が設置されるまでの約1ヵ月間にわたり実施された。福祉避難所も含めて指導を受けた者はのべ約1,500人にのぼった。

3 県歯会災害対策本部と県を中心とした支援体制

今回、県歯会対策本部と県が中心となり、大学、歯科衛生士会、歯科技工士会、歯科保健協会、歯科用品組合等が支援する体制をとった。県歯会対策本部は、派遣チーム編成、スケジュール調整、地元歯科医師会との調整、日本歯科医師会（他県からの支援窓口）との連絡等を担当し、一方、県は、医療班の派遣要請、保健所を通じた被災市町村からの情報収集と連絡調整、県災害対策本部からの情報収集、避難者への啓発活動等を担当した。常に情報共有を図りながら、それぞれが役割分担をして被災市町村の支援にあたった。



今回は、前回の経験もあり、地震発生3日後という極めて迅速な対応ができたと思う。そのため、避難所の被災者の口腔衛生状況は3年前に比べて良好だったと報告されている。

一方、課題もいくつか見えてきた。日々変化する現地の状況やニーズに即応した効果的な活動を行うためには、早い段階から、県の歯科専門職が現地に入り積極的に情報収集する必要があると感じた。情報は待っては来ない。また、他分野の支援チー

ムとの連携がほとんどなかった。実際に調整は難しいが、例えば栄養指導や運動指導とともに、生活不活発病予防のためのお口の体操等ができるとうい。

一般に、歯科医療救護活動や口腔ケア指導などは、どうしても後回しにされがちであるが、緊急時に的確な対応ができるよう、関係者の理解を深めておくことが重要だ。災害は突然やってくる。そこでいかに迅速かつ組織的な活動ができるかは、日頃の歯科保健活動の経験と実績にかかっていると思う。本県では、子どものむし歯予防をはじめとして、行政や大学、歯科医師会等、関係機関の連携による長年の歯科保健活動の成果が現れたと感じている。

8月31日、全避難所が閉鎖され、仮設住宅への入居がほぼ完了した。

現在は、中長期的な対応の一つとして、被災を乗り越えさらなる健康アップをねらい、「健康サポート事業」を実施する。歯科関係の事業内容は以下のとおり。

- ① 介護保険施設職員を対象とした口腔ケア研修事業
- ② 仮設住宅における口腔ケア指導事業
- ③ 訪問口腔ケア指導事業

③は、福祉避難所にいた要介護者等を中心に訪問しフォローしていく予定である。

最後に、繰り返しになりますが、災害は突然やってきます。本県の二度にわたる経験が少しでも皆様の参考になれば幸いです。

「震災特集 質問・意見」募集

11月号では「震災対応Q&A」と題して皆さんからの質問、意見等にお答えしたいと考えています。行歯会会員の皆さんの活発な投稿をお待ちしています。

詳細は巻末のお知らせをご覧ください。

(編集委員 永瀬)

参考資料4

石上和男先生ご提供資料

(福祉保健部対応状況プレゼンテーション・記述)

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

医療機関の被災状況等①		中越大震災	中越沖地震
病院	国・公立医療機関	15	10
	公的医療機関	8	7
	民間医療機関	21	14
	小 計	44	31
医科診療所	公立医療機関	5	2
	民間医療機関	52	60
	小 計	57	62
歯科診療所	公立医療機関	1	0
	民間医療機関	39	8
	小 計	40	8
合 計		141	101

医療機関の被災状況等②		
	中越大震災	中越沖地震
病院の主な被害	診療機能を喪失し入院患者を移送した病院 3か所(中条病院、中条第二病院、小千谷総合病院)	○中越大震災時のような全診療機能を喪失したり、入院患者を移送した病院は無かった。
	診療機能に支障を生じ入院患者を一部移送した病院 2か所(十日町病院、栃尾郷病院)	○主な被害は ・建物内外壁の亀裂、配管損傷、水漏れ ・受水槽の破損 ・液状化現象による地盤沈下、地下配管の損傷等
	上記5病院の状況は次ページ	被災中心部の病院はほぼ翌日から通常通り診療開始
医科診療所	ほぼ12月3日(発災42日後)までに通常診療再開。ただし旧山古志村の診療所は平成18年9月6日から	7月20日(発災5日後)までに通常通り診療開始
歯科診療所	ほぼ12月3日(発災42日後)までに通常診療再開。山古志歯科診療所は平成18年9月1日から	8月1日(発災17日後)までに通常通り診療開始(水道開通による)

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

(中越沖地震における)健康サポート事業

【事業の目的】

仮設住宅入居者等を対象に、健康状態の把握や保健指導、受診指導等を行い、健康状態の悪化を予防するとともに、健康不安の解消を図る。

【事業内容】

★平成19年12月から仮設住宅が廃止されるまでの間。国の地域保健推進特別事業として下記事業を実施(10/10補助)

- ①健康診査
- ②看護職による健康相談・訪問指導
- ③栄養士等による食生活支援
- ④歯科医師等による口腔ケア指導
- ⑤エコノミークラス症候群予防検診(中越大震災時はなかった)

★平成20年度以降は(財)新潟県中越沖地震復興基金事業として健康サポート事業を実施予定

参考

健康サポート事業(中越大震災復興基金事業)

【取組の経緯】

★平成16年度は国の地域保健推進特別事業として下記事業を実施(10/10補助)

- ①栄養・食生活支援
 - ・栄養指導班による栄養食生活相談(避難所における慢性疾患を持つ人)
 - ・栄養食生活支援事業(仮設住宅における調理実習や運動指導)
 - ・食生活実態調査(被災住宅及び仮設住宅入居世帯調査)等
- ②歯科保健対策
 - ・避難所における巡回歯科相談、指導、口腔ケア
 - ・介護施設等の職員に対する口腔ケア研修会
 - ・仮設住宅における口腔ケア指導 等

★平成17年度～平成20年度は、(財)新潟県中越大震災復興基金事業として健康サポート事業を実施

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

参考 中越大震災・健康サポート事業の内容		
事業名	事業実施方法	事業主体
基本健康診査	①他制度による受診機会のない者 ②老人保健法における基本健診項目に準ずる	新潟県成人病予防協会
看護職による健康相談・訪問指導	①看護職による健康相談・訪問指導 ②上記結果により、保健・医療・福祉関係機関と連絡調整 ③健康づくりに関する情報提供	新潟県看護協会
栄養士等による食生活支援	①栄養士による訪問指導、食生活相談 ②健康運動指導士や栄養士による運動習慣の改善、調理実習 ③レシピ集、リーフレット等による情報提供	新潟県栄養士会
歯科医師等による口腔ケア指導	①誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア指導者研修 ②仮設住宅入居者等に対する口腔ケア指導	新潟県歯科保健協会
健康管理システムによる健康管理	①利用者の血圧測定値等のデータ集積 ②データ異常者への連絡と相談 ③市町村へデータを還元し連携を図る	新潟県看護協会

参考 中越大震災・健康サポート事業の実施状況		三条市	見附市	長岡市	栃尾市	出雲崎町	小千谷市	魚沼市	川口町	南魚沼市	十日町市	柏崎市	刈羽村
基本健康診査	17年度					○				○	○		
	18年度								○	○	○		
	19年度								○	○	○		
看護職による健康相談訪問指導	17年度	○	○	○							○		○
	18年度	○	○	○			○	○	○		○		
	19年度	○	○	○			○	○	○		○		
栄養士等による食生活支援	17年度	○	○	○	○		○	○				○	○
	18年度	○	○	○			○	○	○		○	○	○
	19年度			○			○	○	○		○		
歯科医師等による口腔ケア指導	17年度		○	○			○						
	18年度						○						
	19年度						○						
健康管理システムによる健康管理	17年度			○									

○:実施市町村

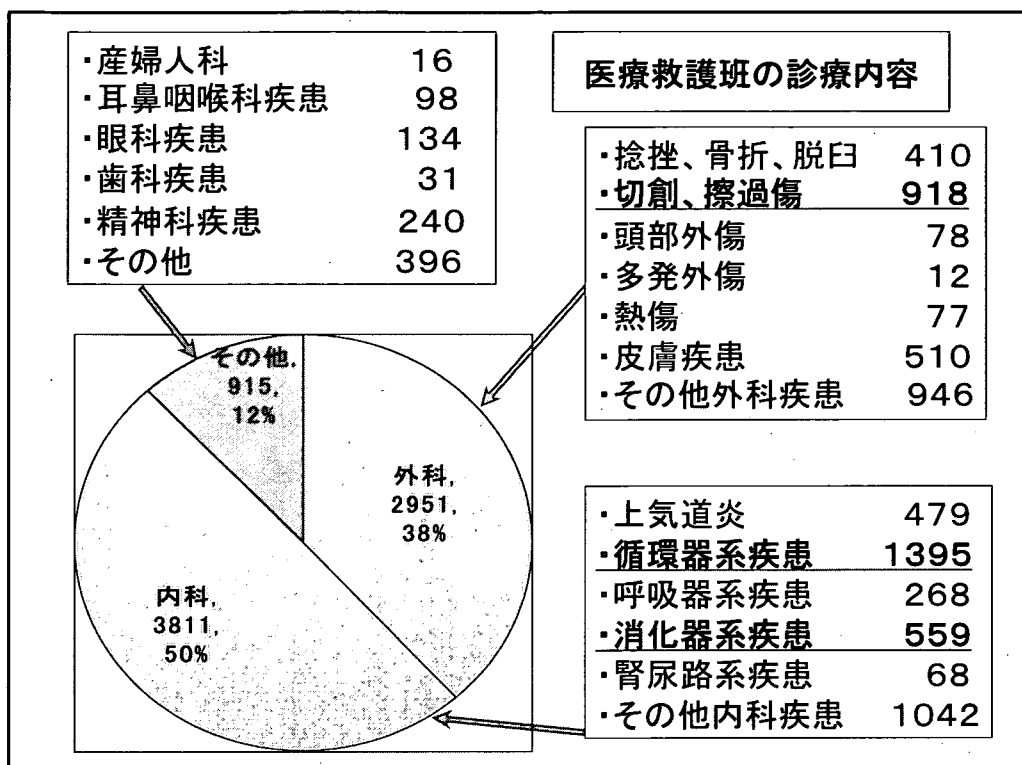
このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 参考 </div> 中越大震災・健康サポート事業の実績			
事業名	平成18年2月末	平成19年2月末	平成19年10月末
基本健康診査	受診者数:1934人	受診者数:2116人	受診者数:1865人
看護職による健康相談・訪問指導	【健康相談】 実施会場数:96 相談来所のべ:699人 【訪問指導】 訪問のべ:2669世帯 被訪問のべ:3160人	【健康相談】 実施会場数:451 相談来所のべ:4293人 【訪問指導】 訪問のべ:5029世帯 被訪問のべ:4560人	【健康相談】 実施会場数:164 相談来所のべ:1529人 【訪問指導】 訪問のべ:1350世帯 被訪問のべ:1211人
栄養士等による食生活支援	【健康相談】 実施会場数:57 参加者数:1292人 【訪問指導】 訪問のべ:123世帯 被訪問のべ:264人	【健康相談】 実施会場数:441 相談来所のべ:7827人 【訪問指導】 訪問のべ:60世帯 被訪問のべ:82人	【健康相談】 実施会場数:117 相談来所のべ:2742人 【訪問指導】 訪問のべ:0世帯 被訪問のべ:0人
歯科医師等による口腔ケア指導	【研修会】 実施会場数:27 受講者数:928人 【健康相談等】 実施会場数:10 相談来所のべ:164人	【研修会】 実施会場数:26 受講者数:846人 【健康相談等】 実施会場数:2 相談来所のべ:65人	【研修会】 実施会場数:9 受講者数:277人 【健康相談等】 実施会場数:9 相談来所のべ:285人

注)平成19年度は10月末のデータ

災害医療コーディネーター
<p>(1) 役割</p> <p>災害医療コーディネーターは、被災地での医療救護の窓口として、被災状況等の情報収集・提供や医療全般にわたる要請に対応するとともに、関係機関との連携による災害時医療の企画・調整を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 被災地における医療需給(医療資器材を含む。)を調整します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要により県医薬国保課に県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣や医療資器材の供給を要請します。 ・ 医療救護班等の撤退時期を調整します。 ② 市町村及び保健所と連携して災害時要援護者(在宅難病患者等)を支援します。 ③ 保健活動やこころのケアチームとの連携を図ります。 ④ 医療救護班等の活動内容の把握と県医薬国保課への報告を行います。 ⑤ その他、被災地において医療全般にわたる支援を行います。 <p>(2) 組織</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災害医療コーディネーターは、被災地を所管する保健所長とします。 ② 医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市町村、保健所及び県医薬国保課等のあらかじめ決められている担当者が、コーディネーターチームとしてコーディネーターを支援します。

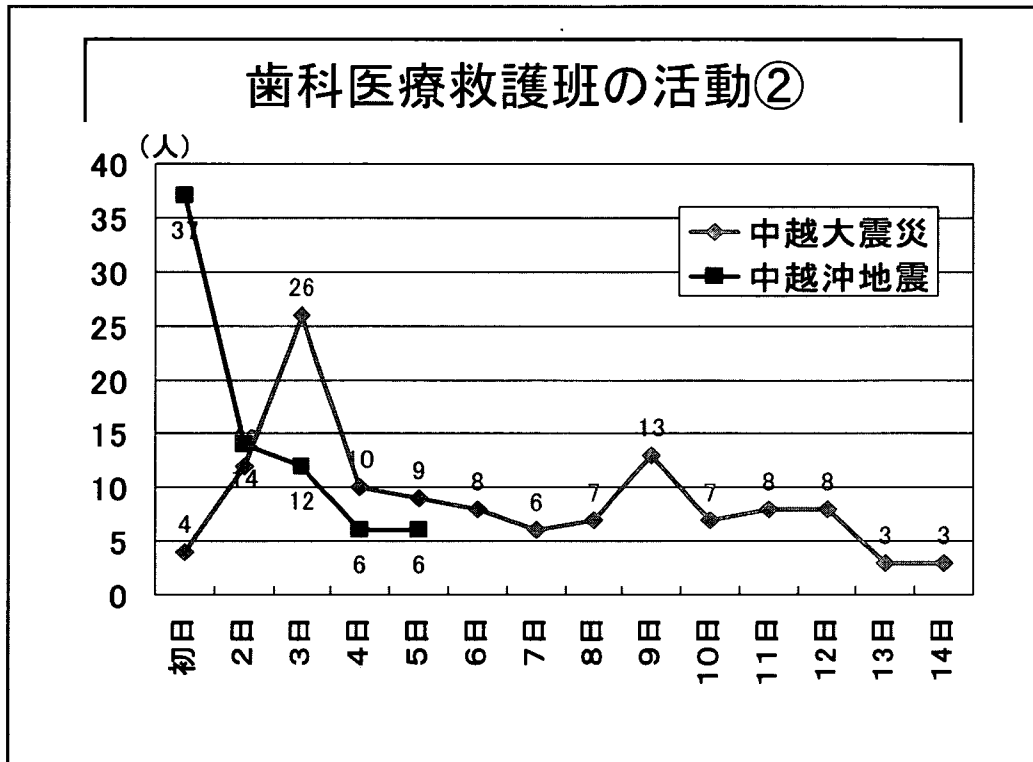
このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。



歯科医療救護班の活動①

- 1 活動期間
7月19日 ~ 23日 5日間
- 2 被災地における活動歯科医療救護班数
 - ・ 活動延班数 12班
 - ・ 派遣病院・団体数 県内2病院・4団体
- 3 活動内容
柏崎市健康管理センターにおいて、歯科医療活動を実施
- 4 診療実績
延べ75人

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。



医薬品等の確保対策

1 災害時の医薬品の供給体制

1 医療救護班が現地に携行する医療救護セット

- 医療救護班が派遣時に携行し、現地の医療救護活動で使用
- 医療救護セット 医師会又は病院に県内7ヶ所で9セット
- 歯科医療救護セット 医師会又は病院に県内5ヶ所で8セット

2 医療用医薬品・医療資器材の流通備蓄

- 主に災害発生による医療機関等からの需要増に対応するためのもの
- 県医薬品卸組合等と「災害時医療資器材等備蓄契約」を締結
- 医薬品 50品目(麻酔剤、抗生物質、消毒剤等)
新潟3、長岡3、上越3、佐渡2の11業者で分散備蓄
- 医療資器材 57品目(注射器、包帯等)
新潟5、長岡4、上越3の12業者で分散備蓄

3 各団体との災害時の医薬品等の供給に関する協定

- 主に2の流通備蓄品目でないもの及び一般用医薬品への対応を想定
- 協定締結団体 県薬剤師会、県薬事協会など5団体

妊産婦・乳幼児に対する支援

1. 粉ミルクや離乳食の配送

- ①地震発生翌日から、粉ミルク(約1,500回分)や離乳食(約1,500食)の避難所への配送を手配。
- ②アレルギー対策を含む食事・栄養相談チラシを各避難所に配布

2. 安否・健康状況の確認

- ・保健師等の世帯訪問や保育所等からの情報提供により把握した要支援者に対し、関係機関と連携しながら必要な支援を行った。

3. 乳幼児健診における相談支援

- ①個別相談の実施
乳幼児健診などで、心のケアが必要な幼児に対し、小児科医等による個別相談を実施

栄養食生活支援

【栄養指導と食生活支援の概要】

1. 栄養指導班の設置

- ・糖尿病や高血圧等の慢性疾患を持つ長期避難者に対し、集団指導及び個別指導を実施した。
- ・地域機関の栄養指導員、管理栄養士、県栄養士会会員が担当し、7月17日から開始。
- ・個別相談178件、集団指導39件、在宅指導23件

2. 給食施設への助言・支援

- ・給食施設の被害状況の確認、食事提供時の助言、不足物資調達支援
- ・7月16日当日から実施

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

3. 栄養・食生活支援活動(長期被災生活者支援)

- ・仮設住宅入居予定者等長期被災生活者を対象として、調理指導・試食や運動指導を行った。
- ・管理栄養士、健康運動指導士が担当。
- ・7月17日から8月31日まで
- ・4会場、105人

4. 炊き出しボランティアの投入

- ・自衛隊未配置避難所において、食事内容に制限を受ける避難者に対し、被災直後から県栄養士会等専門団体による炊き出しボランティアを投入。
- ・7月21日から7月25日まで
- ・5団体、1、819食提供

【中越大震災時との違い】

自衛隊未配置避難所に対して、炊き出しボランティアとして専門団体を投入

口腔ケア・歯科保健対策

【口腔ケアと歯科保健対策の概要】

1. 避難所における歯科巡回相談・指導

- ・歯科医師、歯科衛生士が避難所を巡回して、歯科相談、義歯清掃、歯科保健指導を実施。
- ・県歯科医師会、大学、県歯科保健協会、歯科衛生士会等が担当し、7月19日から8月9日まで実施。
- ・のべ1,150人、のべ77か所で実施。

2. 避難所における要介護者への口腔ケア

- ・歯科医師、歯科衛生士が福祉避難所等に避難している要介護者とその家族等を対象に口腔ケア、歯科保健指導を実施。
- ・7月21日から8月16日まで
- ・20回、のべ348人に実施

3. 口腔ケアの重要性の啓発

- ・「歯と口の健康」についてのチラシ3,000枚を避難所に配布。
- ・7月25日に配布

4. 歯科医療救護班の活動

- ・柏崎市休日急患診療所に災害時歯科医療救護所を開設し、歯科診療を実施。
- ・7月19日から7月23日まで、診療実績 75人

【中越大震災時との違い】

- ・歯科診療所の診療再開状況を避難所に掲示し、被災住民が必要な歯科治療が受けられるよう支援した。
- ・誤嚥性肺炎や口腔機能低下のリスクが高い福祉避難所の被災者にも定期的に巡回して口腔ケアができるよう体制を整備した。
- ・口腔機能の維持を通して生活不活発病を予防するため、啓発用チラシを避難所に配布した。

【事業名】 歯科医療救護班の活動

【事業目的】
災害による医療機関の混乱等により、被災地の住民が歯科医療の途を失った場合に、避難所及び救護所等において応急的に歯科医療を提供し、被災者の保健を図ることを目的とする。

【対象者】
災害による避難者等

【事業実施期間】
平成19年7月19日から23日まで（5日間）

【事業の実施】
・ 市町村は、収容を伴わない初期救急医療に相当する応急処置等を行うため、避難所等に救護所を設置する。
・ 救護所における歯科医療活動は、市町村歯科医療救護班（原則、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名で構成）が行う。
・ 保健所長は、避難所の設置が長期間と見込まれ、市町村だけでは傷病者への対応が困難と見込まれる場合に、救護センターを設置する。
・ 救護センターにおける活動は、救護センター医務班（原則、医師1名、看護師2名、薬剤師1名、歯科医師1名、歯科衛生士2名、精神科医師1名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者1名で構成）が行う。
・ 県医業国保課は、災害の状況又は市町村、医療機関等からの支援要請に応じ、県歯科医療救護班（原則、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名で構成し、全県で8班編成）を派遣する。

＜中越沖地震での対応＞
・ 地震発生直後、新潟県歯科医師会が設置した「新潟県中越沖地震災害対策

本部」の全面的な協力・調整により、県歯科医師会、新潟大学、日本歯科大学新潟生命歯学部、明倫短期大学、県歯科衛生士会、県歯科技工士会等からなる歯科医療支援チームが編成され、歯科医療救護所における応急歯科診療が開始された。

- ・ 柏崎市の健康管理センター内にある休日急患診療所に設置され、ユニット3台、3班集体制（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）で対応した。
- ・ 歯科医療救護所の設置場所及び診療時間等の情報は、県ホームページ、地域の有線放送等広報を活用し、被災者に情報提供を行った。

【事業の結果】

- 1 被災地における活動歯科医療救護班数
○ 活動延班数 12班 ※ 1日ごとの活動班数を合計した数
○ 派遣病院・団体数 県内2病院・4団体
- 2 活動内容
○ 柏崎市健康管理センターにおいて、歯科医療活動を実施
- 3 診療実績
○ 延べ75人

【事業成果の要点】

- ・ 歯科医療救護所を、健康管理センター内の休日歯科診療所に設置した。歯科診療設備が整っており、また、柏崎災害医療本部となった「元気館」に隣接されていることをもって、効率的な歯科診療が実施できた。
- ・ かかりつけ歯科医への受診を勧誘するため、再開状況を避難所に随時掲示し、情報提供を行った。

【中越大地震時と中越沖地震時の違い等】

- ・ 中越大地震、中越沖地震ともに県歯科医師会が設置した「災害対策本部」を中心に県内の歯科医療関係機関の協力により、被災地において歯科医療活動を実施した。

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

【事業名】 栄養食生活支援

【事業目的】

被災により制限された環境の中で食生活を送ることを余儀なくされている被災者等に対して、栄養食生活面での必要な支援を行い、健康状態の保持・増進を図る。

【対象者】

- ①給食施設支援：被災により、物資等が不足し給食の提供に支障が生じている給食施設
- ②要援護者支援：糖尿病や高血圧等の慢性疾患を持つ長期避難者が重点的な対象者
- ③仮設入居者支援：仮設住居入居予定者

【事業実施期間】

- ①7月16日から8月31日まで
- ②7月17日から8月31日まで
- ③7月17日から8月31日まで

【事業の実施】

①地震発生直後から、地域機関により1日に3食提供している給食施設を中心に食事の提供状況を確認した。特に被害が甚大な柏崎健康福祉部管内については、すべての給食施設について確認を行った。確認の結果、物資の不足により給食の提供に支障を生じている給食施設に対しては、必要に応じて巡回指導も行い、助言を行うとともに、県災害対策本部に対して、必要な物資を調達するよう要請した。さらに、学校給食の再開に向けた巡回指導を実施した。

②震災直後の被災者は、配食されたパンとおにぎりの食事であった。その後、自衛隊による炊き出し体制が順次充実されていく間、ボランティア等による炊き出しなどにより食事を確保するところもあった。なお、8月2日以降は、すべての避難所で自衛隊による食事が提供される体制が整った。自衛隊による炊き出し体制が確保されるまでの間、自衛隊が配置されていない避難所へ、被災直後から県栄養士会等専門団体による炊き出しボラ

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

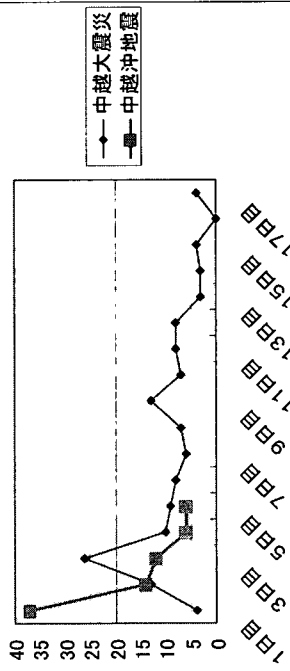
○中越大震災時は

- ・ 歯科医療救護所を地震発生から5日後に設置。
- ・ 歯科医療救護所を17日間設置した。

○中越沖地震時は

- ・ 歯科医療救護所を地震発生後3日後に設置。
- ・ 歯科医療救護所では、応急処置の対応が基本となるため、歯科医療の緊急性の高い被災者は概ね収束したと判断し、大規模被災地の半数以上の歯科医院が診療を再開した時点で歯科医療救護所を閉鎖した(5日間)。その後は、全歯科診療所が再開するまで、歯科診療所の再開状況を提示し、連日更新するなど情報提供を行った。

歯科医療救護班診療実績



【評価・今後の課題】

- ・ 災害時の対応について、今後とも県内の歯科医療関係者との緊密な連携を図っていく必要がある。
- ・ 歯科診療所の被害状況及び開設状況等について、県歯科医師会と連携した迅速な情報収集・提供を行う必要がある。
- ・ 歯科と歯科診療所の再開状況等が同時に情報提供のできるようにする必要がある。

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

ンティアを投入した。また、糖尿病や高血圧等の慢性疾患を持つ長期避難者に対して、病態用食も活用して、管理栄養士による集団指導及び個別指導を実施した。

③仮設住宅では、生活環境が大きく変化し、また、利用できる調理用具が制限される。このため、仮設住宅でも十分な食生活や健康保持・増進が行えるよう、調理指導・試食や運動指導を行った。

【事業の結果】

- ①災害直後及び学校給食の再開時期に重点を置いて、44の給食施設に対して巡回指導を実施した。
- ②災害直後の7月21日から7月25日の間で、5団体により合計1,819食の炊き出しを行った。
- また、糖尿病や高血圧等の慢性疾患を持つ長期避難者等に対して、個別相談178件、集団指導39件、在宅指導23件を実施した。
- ③4会場で、105人に対して実施した。

【事業成果の要点】

給食施設に対する巡回指導及び炊き出しボランティアの投入は、中越沖地震が初めてであった。

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

【中越大地震時と中越沖地震時の違い等】

○中越大地震時は

- ・栄養食生活支援を実施するための司令塔となるべき栄養指導班の設置が、震災発生後約2週間後であったため、本格的な支援活動の着手が遅れた。
- ・給食施設に対する支援を行うことができなかった。
- ・各市町村における炊き出しの状況把握は継続的に行っていたものの、食料の提供が不足している避難所に対して炊き出しのためのボランティアの調整、投入はできなかつた。

○中越沖地震時は

- ・地震発生が発生した翌日には栄養指導班を設置し、これにより、県内地域機関、県栄養士会等との連携、協力の下、迅速な支援体制の整備、及び必要な支援事業の実施着手を行うことができた。
- ・被災地域において必要となる炊き出しボランティアの需要、自衛隊による炊き出しの有無等の情報を早期に把握することができ、福祉保健部のインシアティブにより、栄養・食生活の専門団体による効果的な炊き出しボランティアの投入ができた。

【評価・今後の課題】

- ・自衛隊の炊き出しについても、被災地における避難者の状況に合わせ、ある程度食事内容を調整できる仕組みづくりをすることが課題
- ・炊き出しボランティアとして協力してもらえらるる団体、提供食事内容及び提供可能量を予め把握しておくことにより、より機動的な対応を図ることが必要
- ・栄養・食生活支援活動は、各地域機関に1～2名配置されている県管理栄養士が災害発生直後から仮設住宅が閉鎖されるまで長期にわたり継続的に実務的な責任者を努めることが必要。このため、急性期から持続的、計画的な支援事業の展開が図れるような体制整備が課題

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

【事業名】 口腔ケア、歯科保健対策

【事業目的】

高齢者や要介護者等の災害弱者は避難所では口腔衛生が確保できないことが予想されることから、巡回等により必要な口腔ケアを実施し、口腔機能の保持・向上及び誤嚥性肺炎を予防するとともに、健康の保持・増進を図る。

【対象者】

避難所等（福祉避難所を含む。）に避難している被災者等

【事業実施期間】

平成19年7月19日から8月16日まで

【事業の実施】

歯科医師、歯科衛生士が避難所を巡回して、歯科相談、義歯清掃、歯科保健指導を実施した。また、福祉避難所に避難している要介護者等は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、被災者及びその家族等を対象として、口腔ケア、歯科保健指導を継続的に実施した。

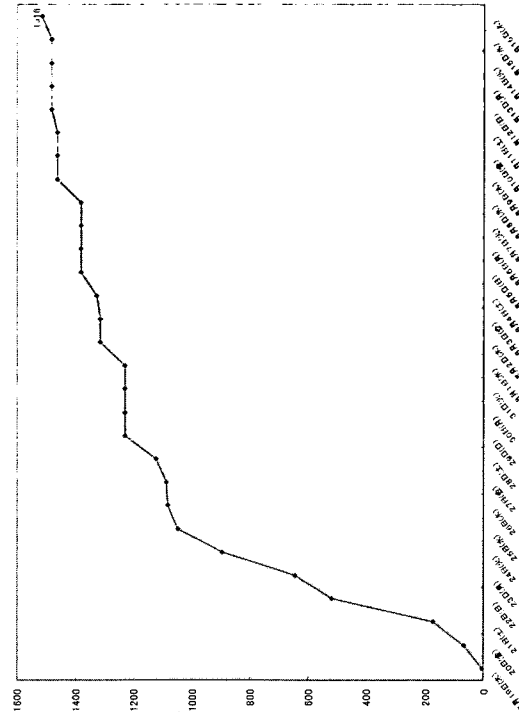
巡回指導は、県歯科医師会が災害発生当日に設置した「新潟県中越沖地震対策本部」の全面的な協力・調整により、県歯科医師会、新潟大学、日本歯科大学新潟生命歯学部、明倫短期大学、県歯科衛生士会等の多大な応援を得て実施した。

また、避難所避難者に対して、「歯と口の健康」について啓発用チラシを配布した。さらに、特に高齢者は避難所において生活不活発発病の発生が懸念されることから、口腔機能の保持・向上を通して生活不活発発病を予防するためのチラシも配布した。併せて、被災者の歯科診療の受診に役立てるため、歯科診療所の再開状況を避難所に掲示した。

このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

【事業の結果】

中越沖地震巡回口腔ケア受診者数(累計)



【事業成果の要点】

- ・ 福祉避難所における巡回口腔ケア、歯科保健指導実施は中越沖地震が初めてであった。
- ・ 延べ99箇所、1,516人に対して指導を実施した。

平成19年度 中久木班厚生労働科学研究報告書 資料4
このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

中越大震災時と中越沖地震時の違い等

○中越大震災時は

・避難所における巡回口腔ケア、歯科保健指導の開始は、地震発生から5日後であった。

○中越沖地震時は

- ・避難所における巡回口腔ケア、歯科保健指導の開始は、地震発生直後の3日目からであった。
- ・福祉避難所の避難者にも定期的に巡回して口腔ケア、歯科保健指導ができるよう体制を整備した。
- ・口腔機能の維持を通して生活不活発病を予防するため、啓発用チラシを配布した。
- ・避難住民が口腔ケア、歯科保健指導結果等も踏まえた歯科治療受診につながるため、歯科診療所の診療再開状況を避難所に掲示した。

【評価・今後の課題】

- ・福祉避難所から自宅又は仮設住宅へ入居する要介護者等に対しては、継続したケアを確実に実施する。
- ・事業の実施に際しては、地元歯科医師会の協力が不可欠であるが、被災のために必ずしも十分な協力を得られない事態も想定し、周辺の歯科医師会の協力体制を構築しておくことが課題。
- ・事業実施に当たっては県地域機関のコーディネイトが必要であるが、地域機関によっては歯科専門職が配置されていないところもあり、県地域機関相互の連携・支援体制の整備が課題

平成19年度 中久木班厚生労働科学研究報告書 資料4
このページは石上和男先生より平成20年2月13日に許諾を得て、この報告書に掲載しております。

【事業名】 食品衛生対策

【事業目的】

ライフレインが被害を受け、衛生確保が難しい中で、夏の高温期を迎え、食中毒など食品による事故が発生する恐れがあるため、食品衛生監視員による現地指導、チラシ配布やホームページによる啓発などにより、食品による危害発生を予防する。

【対象者】

避難所への避難者、避難所施設管理者、炊出し施設責任者、被災食品営業者、被災者用弁当調製施設

【事業実施期間】

平成19年7月17日から8月31日

【事業の実施】

1. 避難所、炊出し施設、被災食品事業所の把握及び食品衛生指導。
食品衛生監視員が現地で施設の状態を確認し、施設責任者等にチラシを示しながら食品衛生に関する啓発指導を行った。
2. 柏崎地域振興局健康福祉部へ食品衛生監視員を派遣。
柏崎地域振興局管内は、避難所が多数開設され、被災した食品事業所も多く、初期対応のマンパワーが絶対的に不足するため、県内11地域振興局健康福祉（環鏡）部から食品衛生監視員を派遣した。
3. 食品衛生についてホームページで啓発。
発災当日から、予め作成してあった災害時の食中毒予防啓発チラシを掲載し食中毒や感染症対策を呼びかけた。

【事業の結果】

1 啓発指導内容

指導啓発対象	内容 (チラシを配布しながら指導啓発)
災害対策本部、避難所食品担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な食中毒予防対策 食料の調達・受入・配布、炊出し施設の衛生管理、避難所における食中毒予防 ・ 配給食品受入、配布の注意点 賞味期限の確認、先入・先出し、におい・外観・容器の破損など異常の有無確認、早めに食べきり。(他にチェック表あり) ・ 食中毒予防啓発用放送原稿 手の洗浄消毒、早めに食べる(残品は捨てる)、表示の確認 ・ 嘔吐物の処理マニュアル マスク手袋着用、嘔吐物の密封、汚染された場所の消毒 マスキング
被災者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食中毒予防啓発 手の洗浄消毒、期限表示の確認、期限切れは廃棄、臭いなど異常の確認
炊出し施設担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊出し施設の衛生管理ポイント 従事者の健康管理(チェック)、手の洗浄消毒、調理器具の洗浄消毒、加熱調理品を提供
被災した食品事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業再開にあたっての注意事項 施設の清掃消毒(ガラス片注意)、適切な温度(冷蔵・冷凍)で保存できなかった食品等の廃棄、使用水(貯水槽・井戸水など)の点検

※チラシは別紙参照

2 食品衛生監視員の活動

- ① 活動実績
- ・ 避難所、炊出し施設(ほとんどが避難所併設)への現地指導 延べ218施設(全避難所に対し、1回以上)
 - ・ 被災食品事業所への衛生指導 現地調査指導 853施設(大きな被害を受けた施設 60施設)
- ② 柏崎地域振興局健康福祉部(柏崎保健所)への派遣
派遣期間: 7月17日~25日
県内11地域振興局から延べ52人派遣

【事業成果の要点】

夏場のため食中毒が懸念される時期であったが、速やかに対応できたこともあり、被災地での食中毒の発生は防止できた。また食品の腐敗・変敗などの苦情情報もなかった。

【中越大地震時と中越沖地震時の違い等】

○中越大地震時は

- ・ 秋期の発生で気温は高くなく、細菌性食中毒の発生は比較的少ない時期であった。
- ・ 食品衛生対策の開始が逐次的になった。
 - 被災食品営業施設の把握と指導 発災1日目に開始
 - 炊出し施設の衛生指導 発災5日目に開始
 - 被災者への啓発 発災5日目に開始
 - 各対策本部への指導 発災10日目に開始
 - (炊出しの衛生管理、配給食品受入・配布の管理)
 - 食品営業施設の営業再開時の指導 発災10日目に開始
- ・ 被災地域が広範囲で交通事情も悪く、被災地域への食品衛生監視員の派遣は行わなかったこともあり、現地指導には多くの日数を要した。
- ・ 避難所で配布されたおにぎりが腐敗していたと苦情があり報道された。

○中越沖地震時は

- ・ 夏期の発生で気温が高いため、食品の腐敗や、細菌性食中毒の発生が懸念された。
- ・ 中越大地震の経験を活かし予め啓発用のチラシを含めた対応マニュアルを作成していたので、発災1日目から必要な対応をすることができた。
- ・ 被災地へ食品衛生監視員を派遣し、被災地域が狭かったこともあり、短期間に集中的に啓発・指導活動を実施できた。
- ・ 避難所の配給食品に特段の苦情はなかった。

平成19年度 中久木班厚生労働科学研究報告書 資料4
このページは石上和男先生より平成20年2月13日に承諾を得て、この報告書に掲載しております。

【評価・今後の課題】

- 水道が出ない場合の、手洗いの指導。
水道が被災し十分な水を確保できない期間が続いたが、手洗いは食中毒・感染症予防に重要であることから、水道が出ない場合、アルコール消毒や手洗用蛇口付ポリタンクの配備など現場の状況に応じた代替手段を講じる必要がある。
- 食品を提供するボランティアへの指導
通常の炊出し以外に、善意で食事を提供するボランティアは、活動状況がつかみにくく、衛生指導も難しいが、このようなボランティアへの食中毒予防啓発も検討する必要がある。

食中毒に注意しましょう

暑い日が続き、避難生活も大変なことと思います。体が疲れて弱ってくるとおなかを感しやすくなったり、体調をくずしやすくなります。

食中毒の起きやすい時期でもありますので、食事をされる時には以下のことに注意していただき、健康管理には十分気をつけてください。

最も大事なことは 手洗い！

食卓の前、トイレの後、手をよく洗い、備えつけのアルコールスプレーで消毒をしましょう。

食品には食べられる期限が決まっています！

配給された食品はいつまで食べられるかを確認してから食べてください。また、期限の過ぎた食品は、もつたいないようですが、食べないようにしてください。

臭いなどに異常がないか確認して食べてみましょう！

配布する時に異常がないか確認していますが、弁当などは保存状態によっては傷みやすくなります。少しでもおかしいな、と思ったら避難所スタッフまで申し出てください。



柏崎保健所 衛生環境課 TEL 22-4180
柏崎食品衛生協会 TEL 24-1346